

なかふエコ住宅支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北方型住宅2020を新築又は購入を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域の脱炭素化、住宅の高性能化、高品質化の推進を図ることを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供す建築物をいう。ただし二世帯が独立し区分登記されている住宅（以下「二世帯住宅」という。）を含む。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の自己の居住の用に供する部分以外のもの（以下「非個人住宅部分」という。）があるものをいう。
- (3) 新築 自己の居住の用に供する住宅を新たに建築することをいう。
- (4) 購入 工事完了から人が住んだことがない住宅を取得すること。
- (5) きた住まいる 北海道が運用する「きた住まいるメンバー」に登録された業者により施工し、きた住まいるサポートシステムに保管された住宅をいう。
- (6) 北方型住宅2020 北海道が定める「北方型住宅2020（2020年基準）」の必須基準を満たす住宅をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、「きた住まいる」の新築または購入に対し1棟200万円を補助する。ただし二世帯住宅の場合は1戸200万円とする。

2 補助金は次に掲げる各号で交付する。

- (1) 金 1,700,000円
- (2) 中富良野町商工会商品券 300,000円

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に中富良野町に居住している者及び本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者又は本町に転入することを確約し本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確約できる者。
- (2) 移転補償費等を受けていないこと。
- (3) 自らの所有であること。
- (4) 1棟の建物に対して1人の者に1回限り補助する。

- (5) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと。
- (6) 1棟の建物について複数の補助対象者がいる場合（持分登記されている場合）には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち1人の者に対して補助するものとする。
- (7) 所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者。
- (8) 所有者が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者。

（補助対象建物）

第5条 補助金の交付の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 北方型住宅2020の基準を満たし、きた住まいるサポートシステムに保管されていること。
- (2) 延べ床面積（建物の所有権保存登記面積）が75平方メートル以上であること。ただし併用住宅においては個人住宅部分が75平方メートル以上であること。
- (3) 建築基準法、その他建築物に関する法令に違反していないこと。
- (4) 国、道又は町が実施する他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。

（補助申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 同意書・承諾書（別記様式第2号）（定住日が1年未満の場合又は町外に居住していた場合は、前住所地の市町村が発行する過去3年分の納税証明書（世帯全員分））
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (3) 住宅建設平面図
- (4) 登記事項証明書（建物の所有権保存登記）
- (5) 住宅ラベリングシート（北方型住宅2020基準の記載のあるもの）
- (6) きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報管理書の写し（北方型住宅2020基準の記載のあるもの）
- (7) 定住確約書（別記第3号様式）
- (8) 代表者指定書（別記第4号様式）
- (9) その他町長が必要と認める書類

（審査会の設置）

第7条 申請書の内容を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課 1名
- (3) 企画課 1名
- (4) 税務住民課 1名

(5) 建設水道課 1名

(6) 福祉課 1名

3 審査会の委員長は、副町長をもって充てる。

4 審査会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、審査会において補助金交付の可否を決定したときは、交付・却下決定通知書(別記様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条に規定する通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第6号)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が交付決定日から5年以内に次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定取消通知書(別記様式第7号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条及び第5条の規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 転売又は住宅の用に供しなくなった場合。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。